

## 証券二法について

### 【審議経過】

[平成16年]

- 3月5日(金) 閣議決定、国会提出
- 4月23日(金) 衆・財務金融委員会 提案理由説明
- 4月27日(火) 衆・ " 質疑
- 5月11日(火) 衆・ " 質疑、採決(可決)
- 5月14日(金) 衆・本会議 採決(可決)
- 5月21日(金) 参・本会議 趣旨説明、質疑
- 5月25日(火) 参・財政金融委員会 提案理由説明
- 5月27日(木) 参・ " 質疑
- 6月1日(火) 参・ " 質疑、採決(可決)
- 6月2日(水) 参・本会議 採決(可決)
- 6月9日(水) 公布

証券取引法等の一部を改正する法律  
(平成16年法律第97号)

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替  
に関する法律等の一部を改正する法律  
(平成16年法律第88号)

### 【施行日】

- 12月1日(水) 銀行等による証券仲介業務の解禁  
組合理型ファンドへの投資家保護範囲の拡大  
目論見書の合理化等

[平成17年]

- 4月1日(金) 課徴金制度の導入、最良執行義務の導入
- 7月1日(金) 証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大
- 5年以内の政令  
で定める日 振替制度の対象を株式等に拡大

証券取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 銀行等による証券仲介業務の解禁にあたっては、投資家保護を図るため、利益相反や銀行の優越的地位の濫用等の弊害防止措置を十分に講ずるとともに、機能別・横断的な考え方に立った投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。

一 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、金融・資本市場における健全な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（SEC）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能等の強化について検討すること。

証券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成十六年六月一日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 銀行等による証券仲介業務の解禁にあたっては、証券取引等の公正性を確保し、投資家保護等を期するため、利益相反や優越的地位の濫用等の弊害を防止するための措置を十分に講ずること。

一 新たな投資サービスの登場に伴い、投資家保護の充実の必要性が一段と高まっていることを踏まえ、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含め、投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。

一 金融・資本市場における公正な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（SEC）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能の強化等について検討すること。また、市場監視体制全体としての効率性を確保するよう、行政及び自主規制機関等の検査等の在り方についても検討を行うこと。

一 銀行等による証券仲介業務の解禁が、中小証券会社等の健全な経営等の確保にも資するよう配慮すること。

一 株式等の振替制度への移行にあたっては、中小証券会社等に与える負担に配慮し、振替制度に係るコストの低減が図られるよう努めること。

右決議する。